

群馬大学大学院保健学研究科教務委員会規程

(設置)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の募集，入学及び修了に関する事。
- (2) カリキュラムに関する事。
- (3) 非常勤講師に関する事。
- (4) 学生の異動に関する事。
- (5) 教員の担当科目及び資格認定に関する事。
- (6) その他保健学研究科の教務に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健学研究科の教授のうち保健学研究科長が指名する者
- (2) 各講座から選出された教授 各3人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、審議の円滑を図るため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。